

船舶事故調査報告書

令和3年6月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	かき養殖施設損傷
発生日時	令和2年4月21日 03時00分ごろ
発生場所	香川県多度津町亀笠島南西方沖 三玉岩灯標から真方位079° 1.3海里付近 （概位 北緯34° 15.2′ 東経133° 41.9′）
事故の概要	引船第三十七住吉丸及び台船竜和1号は錨泊中、両船が走錨してかき養殖施設に進入し、同施設が損傷した。
事故調査の経過	令和2年6月11日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第三十七住吉丸、19トン 273-11783 広島、住広海運有限会社 B 台船 竜和1号、総トン数不詳 なし、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B なし かき養殖施設 かき筏及び標識灯に損壊等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風速 約7.0～8.0m/s、視界良好 海象：波高 約0.7m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	A船及びB船は、亀笠島南西方沖で錨泊中、両船が走錨してかき養殖施設に乗り入れ、同施設が損傷した。
分析	A船及びB船は、風速約7.0～8.0m/sの中、錨泊中、両船が走錨してかき養殖施設に乗り入れ、同施設が損傷したと考えられるが、船長及び船舶所有者から情報が得られなかったことから、損傷に至った状況を明らかにすることができなかった。
原因	本事故は、夜間、A船及びB船が、風速約7.0～8.0m/sの中、錨泊中、両船が走錨してかき養殖施設に乗り入れ、同施設が損傷したものと考えられる。